

上関町マスコットキャラクターデザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、上関町マスコットキャラクター「のんのちゃん」(以下「キャラクター」という。)のデザインを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できるデザインの種類)

第2条 この要領において、使用できるキャラクターのデザインは町長が別に定める。

(キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する一切の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、上関町(以下「町」という。)に帰属する。

(使用の申請)

第4条 キャラクターデザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、上関町マスコットキャラクター使用承認申請書(別記様式第1号)に記入の上、添付書類とともに町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、申請者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、町長の承諾を要しない。
 - (1) 町が使用するとき。
 - (2) 町内の学校が教育目的で使用するとき。
 - (3) 町が共催又は後援する行事に使用するとき。
 - (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
 - (5) 町内の自治会等の組織が、地域への奉仕活動又は地域活性化に繋がる活動において使用するとき。
 - (6) その他承認の手続きを必要としないと町長が認めるとき。

(使用の承認)

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当と認めるときは、上関町マスコットキャラクター使用承認通知書(別記様式第2号)、キャラクターデザインの使用を承認しない場合は、上関町マスコットキャラクター使用不承認通知書(別記様式第3号)により申請者に通知する。

- 2 町長は次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターデザインの使用を認めない。
 - (1) 町のPRに寄与しないものであると認められるとき。
 - (2) 町及びキャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
 - (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
 - (4) 自己の商標や意匠として独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
 - (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第

2条に定める営業に該当するとき。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがあるとき。

(8) デザイン使用マニュアルに沿って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、町長がその使用について不相当であると認めたととき。

（使用期間）

第6条 キャラクターデザインの使用承認期間は、承認日から起算して1年間とする。

ただし、書籍又は映像作品等での使用については、この限りでない。

2 前項の承認期間について、同様の内容を再度申請することは妨げない。

3 町長は、第1項の使用を承認する場合において、キャラクターを適切に使用させるため、必要があるときは、使用の申請に係る事項に対して修正を加え、又は条件を付することができるものとする。

（使用料）

第7条 キャラクターデザインの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 第5条の規定により使用承認を受けた者は、デザイン等を使用する際は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 使用するキャラクターデザインは、町長が別に定めたものとする。

(2) のんのちゃんデザイン使用マニュアルに基づき、正しく使用すること。ただし、キャラクターデザインの改変等の応用使用は、町長が認めた場合は、この限りではない。

(3) 使用物件には、「のんのちゃんロゴ」を併記するか、「上関町マスコットキャラクター のんのちゃん」または「© 2016 Kaminoseki-cho.」の表記を付すこと。ただし、当該表記を付すことが困難である場合は、事務局と協議の上、「のんのちゃん」の表記とすることができる。

(4) 使用前に当該使用にかかる物件の完成見本を速やかに町に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができる。

（承認内容の変更）

第9条 使用者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ上関町マスコットキャラクター使用変更申請書（第4号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、上関町マスコットキャラクター使用変更承認通知書（別記様式第5号）をもって行う。

（権利設定の禁止）

第10条 使用者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第11条 使用者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(違反等に対する取扱い)

第12条 使用者が、この要領に違反したときは、町長はその使用の差し止めの請求、又は必要な指示等を行う。その場合、キャラクターを使用している者は、直ちに当該請求又は指示等に従わなければならない。

2 使用者がこの要領に違反したときは、町長はその承認を取り消すものとする。この場合、使用承認を取り消されたものに損害が生じても、町長はその責めを負わない。

3 前項の通知は、上関町マスコットキャラクター使用承認取消書（別記様式第6号）をもって行う。

(損害賠償)

第13条 使用者が、キャラクターデザインの使用に関し故意又は過失により町に損害を与えたときは、町は、その賠償を請求することができる。

2 使用者が、キャラクターデザインの使用に関し故意又は過失により町に損害を与えたときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。

(補足)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年2月15日から施行する。

別記様式第2号（第5条関係）

上関町マスコットキャラクター使用承認通知書

年 月 日

様

上関町長

印

年 月 日付けで申請のあった上関町マスコットキャラクター「のんのちゃん」デザインの使用について下記のとおり承認します。

記

承認番号	
承認物件（商品）	
承認の内容	
承認期間	年 月 日から 年 月 日
承認数量	
承認の条件	1. 上関町マスコットキャラクターデザイン使用取扱要領に定める内容を遵守すること。 2. 物件（商品）の完成物又はその写真若しくは印刷原稿を提出すること。

別記様式第3号（第5条関係）

上関町マスコットキャラクター使用不承認通知書

年 月 日

様

上関町長

印

年 月 日付けで（変更）申請のあった上関町マスコットキャラクター「のんのちゃん」デザインの使用について、下記の理由により不承認とします。

記

不承認理由

別記様式第4号（第9条関係）

上関町マスコットキャラクター使用変更申請書

年 月 日

上 関 町 長 様

住所
商号又は名称
氏名（代表者名）

年 月 日付で承認を受けた上関町マスコットキャラクター「のんのちゃん」デザインの使用について、下記のとおり内容を変更したいので申請します。

記

承認番号	
承認物件（商品）	
変更の内容	
連絡先	担当者名： 電話番号： FAX： E-mail：

添付書類

- (1) 変更の内容がわかる見本等
- (2) 当初の上関町マスコットキャラクター使用承認通知書（別記様式第3号）の写し

別記様式第5号（第5条関係）

上関町マスコットキャラクター使用変更承認通知書

年 月 日

様

上関町長

印

年 月 日付けで変更申請のあった上関町マスコットキャラクター「のんのちゃん」デザインの使用について下記のとおり承認します。

記

承認番号	
承認物件（商品）	
変更の内容	
承認の条件	1. 上関町マスコットキャラクターデザイン使用取扱要領に定める内容を遵守すること。 2. 変更後の物件（商品）の完成物又はその写真若しくは印刷原稿を提出すること。

別記様式第6号（第12条関係）

上関町マスコットキャラクター使用承認取消書

年 月 日

様

上関町長

印

年 月 日付けで承認した上関町マスコットキャラクター「のんのちゃん」の使用について、下記の理由により使用の承認を取り消します。

記

取消理由